

に文中に表現されていることであるが、「一即一切」「一在一切中」などの句における「一切」とは、「一切法・一切諸法・万法」とも言えるものであつて、ここでは「一切の事法の一一」を表していると考えてよい。加えて法蔵は、「事事無礙」の世界の在り方を説明する規定を十個挙げている。「所詮」の義理としての「十玄縁起無礙法門」の説(第十章)である。その中で、④「広狭自在無礙門」では、一蓮華を一事法の例として、「彼の華葉は法界に普周して而かも本位を壊せず。」と説くが、澄観(『華嚴經疏鈔』玄談)は、広とは事が理の如く遍ずるを言い、狭とは事相を壊せざるを言う、などと理解するが、上のAの確認にもなっている。⑤——「一多相容不同門」では、「此の華葉は己れを舒べて遍く一切の法界の中に入れ、即ち一切を摂して己れの内に入れしむ。舒と摂とは同時にして既に障礙すること無し。」と説くが、この一切・一切一の相入は、事象のはたらき〔用〕によって起こる。⑥——「諸法相即自在門」では、「此の一華葉は己れを廃して他に同ずる時は体を挙げて全く是れ彼の一切の法なるなり。而かも恒に他を摂して己れに同ずる時は全く彼の一切の法は即ち是れ己れの体なるなり。一と多と相即し混じて障礙すること無し。」と説くが、この一切・一切一の相即は、事象そのものの〔体〕の見方から、それぞれ「異体」・「同体」の関係とされる。

かく見てくると、「事事無礙」はいずれの関係においても、「理」を媒介としてはじめて成り立つと言ふことができる。井筒俊彦氏は、「理事無礙」は「事事無礙」の根拠であり、「前者なしには決して後者は成り立ち得ないと言ふ。華嚴の世界に

おいては事・事事の成立の背後には徹底して理(真如)が関与しているというように見ると、事象(現象)の背後に真實在としてのアイデアを予想するプラトン哲学が思い出される。どちらの思想においても、二元的な原理を立てながら、二者を対立のままにおくのではなく、「密接不離な関係」状態(融通無礙、分有・与つてゐること)を保持するのである。

日本中世の寄進状について

稲城正己

寺院への土地や財貨の寄進は、寺院の経済活動と理解すべきではない。上島有が指摘しているように、寄進は寺院財産の蓄積や僧侶の利益のためではなく、法会の開催や經典の読誦のような、一切衆生と自己の成仏のための利他行として行われるのである。カール・ポランニーが指摘しているように、前近代社会では、人間や共同体の結びつきの中に経済的關係は埋め込まれ、〈経済〉という独自の領域が存在していたわけではない。寄進は、土地や財貨と宗教がもたらす利益との〈交換〉ではないのだ。したがって寄進の理解には、マルセル・モース、今村仁司、蔵持重裕のような「贈与論」の視点が重要となる。

笠松宏至や永村眞が指摘しているように、仏・菩薩等に対する寄進は、土地や財貨を世俗的な人間関係の領域外に「仏物」として分節することであるから、たとえ僧侶であっても、それ

第9部会

を自分たちの利益のために自由に処分することはできない。寄進される土地や財貨は、施主の誓願を実現するために永遠に保持されなければならない、絶対に失ってはいけない「無尽財」である。本稿では、このような諸点に留意しながら、日本中世の寄進状を、とくに寄進者の誓願に注意しながら解説してみる。なお本稿では、『鎌倉遺文』（以下『遺文』）に収められた一三七〇余通の寄進状のうち、高野山御影堂への寄進状（一六〇通）に限って検討する。

空海の墓所であつた高野山御影堂は、一〇世紀初頭以降、空海がそこで禪定に入り、生き続けているとする入定信仰の聖地へと変貌していく。高野山は生身の菩薩＝空海にまみえ、空海の庇護を受けながら、ともに弥勒下生を待つ特別な聖域となる。

御影堂への寄進の主要なものは、①陀羅尼田、②御影堂前石燈爐燈油田の寄進である。①陀羅尼田への寄進状では、正安二年（一一三〇）の「頼基田地寄進状」（『遺文』二五五五〇）に、「浄仏国土」という言葉が使われていることが注目される。「浄仏国土」とは、現実世界に浄土を出現させることである。陀羅尼田への寄進は、御影堂で「仏頂尊勝陀羅尼」を誦誦することにより、衆生の煩惱を消除し現実世界を浄土化していく利他行ということになる。また、建保六年（一一二八）の「僧実鑊田地寄進状」（『遺文』二三三八）等では、空海を「三地」の菩薩と位置づけていることが注意される。これはすでに、一〇世紀後半成立の空海に仮託された『御遺告』に見られる。したがって御影堂への土地の寄進は、「三地」の菩薩である空海に

「仏物」として寄進することになる。

②石燈爐燈油田の寄進状のなかには、弘安二年（一二七九）の「親近田地寄進状」（『遺文』一三七四一）のように、「貧女の一燈」という言葉を使っているものがある。「貧女の一燈」は、『賢愚經』巻第三にある言葉で、貧女難陀が、わずかに一燈を釈尊に供養し、「此の功德を以て我をして来世智慧の照しを得て、一切衆生の垢闇を滅除せしめよ」と誓願したことを指す。「三善氏田地寄進状」（『遺文』一三六四三）には、「高祖の引接を蒙り、良耀の菩提を成ぜむが為なり」とあるが、ここでは空海が救済者として記述されている。これは、空海の詩文集、『続遍照発揮性靈集補闕抄』巻第八に収められた「高野山万燈会願文」のなかにある、「虚空盡き、衆生盡き、涅槃盡きなば、我が願ひも盡きむ」という空海の誓願の働きを、三地の菩薩の「引摂」と理解したのであろう。

以上のように御影堂への寄進は、土地や財貨を「仏物」として寄進するものであるが、それは空海と願主の利他の誓願と、尊勝陀羅尼や燈明（智慧）の光によって世界を浄化しようとする釈尊の誓願を御影堂に寄進し「よせたてまつる」ことによつて、空海が住する御影堂を中心とする高野山に浄仏国土を建立しようとするものであった。